

# 高齢者世帯における 住宅用防災警報器の設置・維持管理等に係る 調査報告（概要）について

企画研究部 企画研究課

## ○はじめに

住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）については、平成16年の消防法の改正により新築住宅は平成18年6月から設置が義務化され、既存住宅においては市町村条例の規定により平成23年6月までに順次設置が義務化されました。

現在普及している住警器の多くは10年以上の電池寿命を有していますが、すでに電池切れや電子部品等の劣化が生じていることも考えられ、今後、全国的に住警器の電池切れ警報音及び自動試験機能の異常警報音等の発生などの事象が増加することが予想されます。

こうしたことから、日本消防検定協会では、火災被害の軽減対策の一助を担うことを目的として、平成30年度から設置後10年を経過した住警器を対象に様々な調査を実施しており、令和5年度は、高齢者が抱える住警器の設置、維持管理及び交換等に関する障害や情報入手媒体について、65歳以上の高齢者を対象とした住警器に係る意識調査を実施しました。

本稿では、得られた結果の一部を、抜粋して紹介します。

## 第1 調査について

### 1 調査した期間

令和5年6月から令和6年1月まで

### 2 調査対象及び世帯数

東京都内の一戸建て住宅に居住する65歳以上の高齢者、1,030世帯

### 3 調査方法

公益財団法人東京しごと財団東京都シルバー人材センター連合傘下のシルバー人

材センター 9 箇所へ依頼し、調査を実施しました。

#### 4 調査内容

調査は、住警器に係る認知度や情報の入手に係る媒体等について、調査用紙に基づき、記入していただきました。

### 第2 調査結果

#### 1 住警器に関する認知及び認知に係る媒体について

- (1) 住警器そのもの及びその効果については、90%を超える非常に高い割合で認知されていました。また、設置義務及び火災予防条例で設置場所が規定されていることについては、住警器の認知と比較すると低い割合でしたが、設置義務の認知では83.9%（図1）、火災予防条例では68.8%（図2）が「知っていた」の回答でした。なお、火災予防条例の認知の割合と総務省消防庁予防課の設置率調査における条例適合率（東京都：65.2%）は、近い値となっており、火災予防条例の認知向上と条例適合率の向上は、互いに関連しているものと思われる結果でした。

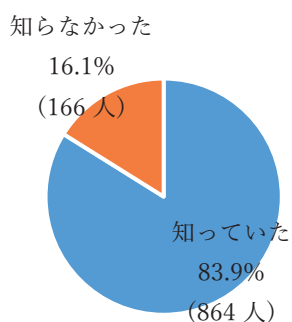


図1 設置義務の認知 (n=1,030)

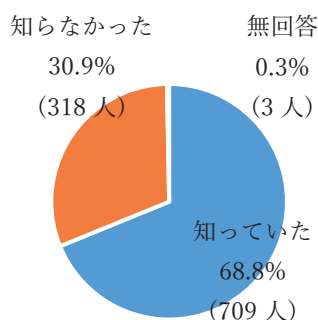


図2 火災予防条例の認知 (n=1,030)

- (2) 前(1)の認知に係る媒体は、「町会の掲示板・回覧板」、「消防署からのチラシ」、「自治体からのチラシ・広報紙」、「新聞・チラシ」を含む紙媒体が有効である結果となりました。（図3）また、「自治体等主催の防災イベント」を合わせると、半数以上が行政の取組みにより認知されています。特に、火災予防条例の認知にあっては、高齢層になるほど認知の割合が高くなる傾向にあり、同時にその認知のきっかけとして「自治体等主催の防災イベント」による割合が高くなっていることから「自治体等主催の防災イベント等の開催は、より詳細な情報に触れることができる機会として効果的であると考えます。（図4）



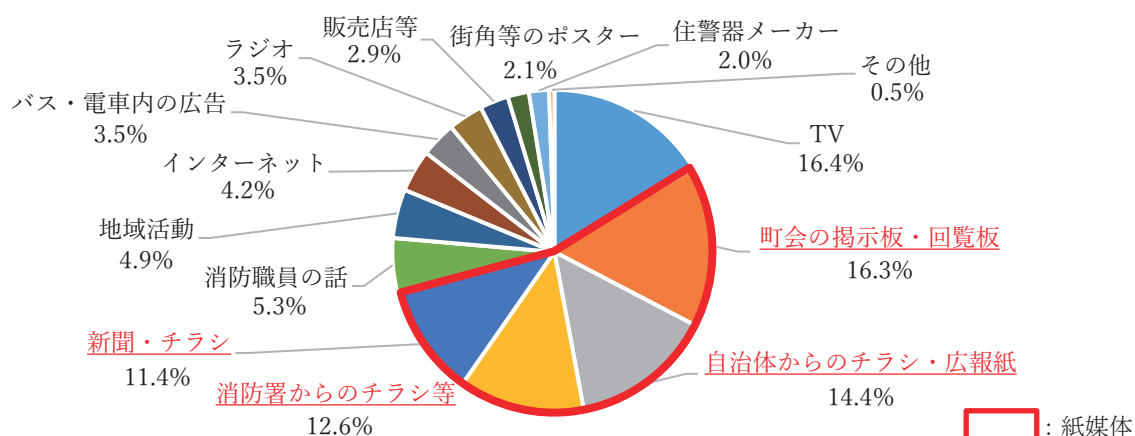


図5 高齢者が有効と捉えている情報入手媒体（n=3,399）（複数回答可）

## 2 住警器の設置について

- (1) 住警器の設置について、全体の20.7%が「設置していない」と回答しており、設置率調査における設置率（東京都：90.4%）と比較すると、高齢者世帯における設置率の割合が低いことが想定されることから、高齢者世帯に対しては、設置率向上のためのさらなる取組みが必要であることが分かりました。
- (2) 自宅に住警器を設置していない回答者に、住警器やその効果、設置義務等があることを知った上で設置に対する意向を確認したところ、75.6%が「設置しようと思う」と回答し、24.4%が「設置しようと思わない」と回答しています。（図6）
- (3) 設置をしようと思わない理由では、「火気に注意しているため」という個人の防災意識に関わるものや、「自宅がオール電化であるため」という誤った認識によるケースもありました。

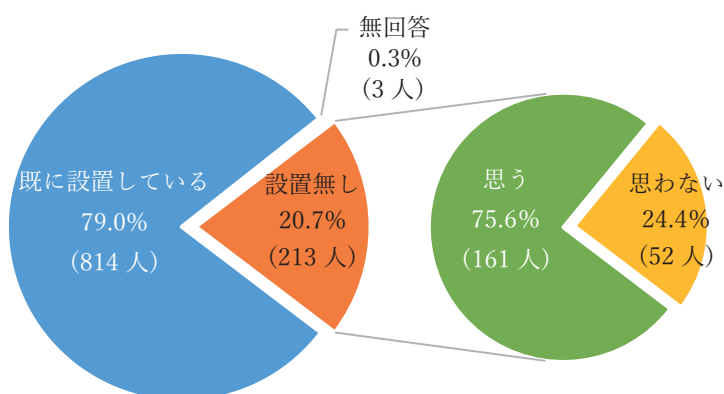


図6 設置状況及び設置に対する意向（n=1,030）

### 3 住警器の作動状況等について

- (1) 住警器の作動状況は、「鳴動あり」が29%でした。(図7)
- (2) 鳴動時の対応は、「音響停止ボタン（付属のひもを引くことを含む。）」が77.4%で最も高い割合でした。一方で、「電池を抜いた」、「取り外した」、「処分した」等、失報につながるおそれのある対応が全体の約20%という結果であったことから、鳴動時の適切な対応について、周知を充実させる必要があることが分かりました。(図8)

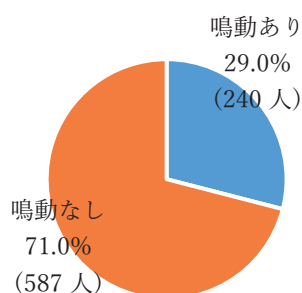


図7 作動状況 (n=827)

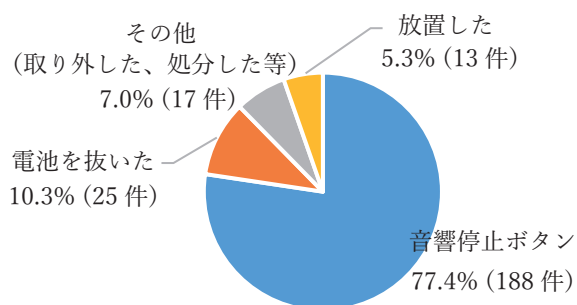


図8 鳴動時の対応 (n=243)

### 4 住警器の維持管理等について

- (1) 点検方法について、「知っていた」が54.8%、「知らなかった」が45.2%という結果となりました(図9)が、点検実施の実績については、「ある」が49.5%、「ない」が50.5%であり、ほぼ半々の回答となりました。(図10)

点検方法の認知と比較すると、実施実績が低い割合となっていることから、「点検方法は知っているが、点検をしたことはない。」という回答者が存在することが分かりました。しかしながら、建物や建物設備の点検と合わせてハウスメーカー等の業社が実施しており、回答者が点検実施を把握していないケースもあると予想されることから、実際には半数を超える世帯で、点検を実施したことがあると予想される結果となりました。

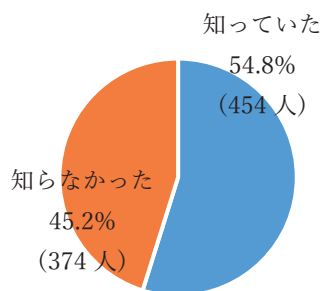


図9 点検方法の認知 (n=828)

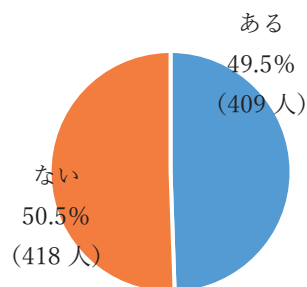


図10 点検実施の実績 (n=827)

- (2) 点検方法の認知や点検実施のきっかけも、「町会の掲示板・回覧板」、「行政のチラシ・広報紙」等の紙媒体による割合が高い結果となりました。また、点検の実施については、「自治体等主催の防災イベント」を含む、行政の取組みがきっかけとなったケースが39.2%と高い割合となっており、引き続き、行政の取組みによりユーザーの意識へ働きかけることが重要であり、特に防災意識を高めるための防災イベント等の開催は、住警器の適正な維持管理にも有効であることがうかがえる結果となりました。(図11)

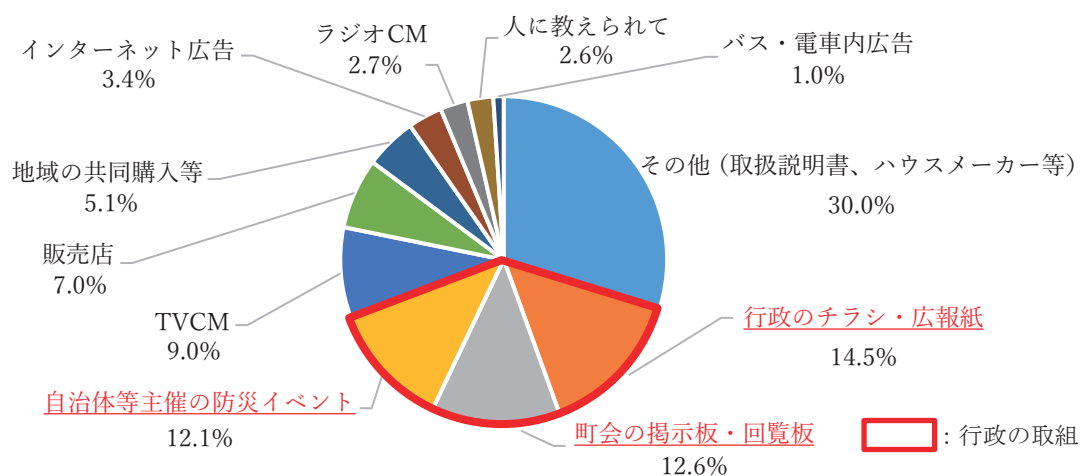


図11 点検実施のきっかけ (n=587) (複数回答可)

- (3) 今回、これまで点検を実施したことがない回答者に対して、点検方法を示した上で、点検実施を促しましたが、約70%の方が実施されませんでした。その理由として、点検の実施に対しては、「高所作業で危険」及び「点検方法が分からなかった」という意見が多く見られ、高所での作業が障害であることが分かったほか、自らが点検することは困難であるという先入観が少なからず存在しているものと思われる結果となりました。また、「点検後の対応に不安がある」、「その他」として「大きな音が出る」、「隣近所に火災と誤解されるおそれがある」等、点検の必要性は認識されているものの、点検の実施には抵抗があることを示す意見も見られました。これらを踏まえると、高所に設置されているものでも容易に点検ができるようにする工夫や、点検時にどのような警報音や音声が発せられるのかを事前に知っていただくために、デモ機等を用いて実演するなどの取組みが必要であると考えられます。



## 5 住警器の交換について

- (1) 自宅に住警器を設置している回答者のうち、交換をしたことが「ある」と回答したのは、23.7%でした。交換のタイミングの認識については、「電池切れのお知らせ」が31.8%、「点検で異常」が28.4%であり、合わせると半数を超える結果となりました。(図12)

電池切れのお知らせ等には、分かりやすく音声で知らせるものもありますが、警報音や表示灯の点滅によるものもあるため、点検時の警報音や音声と同様、自宅に設置されている住警器が、電池切れのお知らせや点検時の異常をどのように発するかを把握しておいていただくためにも、デモ機を用いた広報などが有効であると考えます。

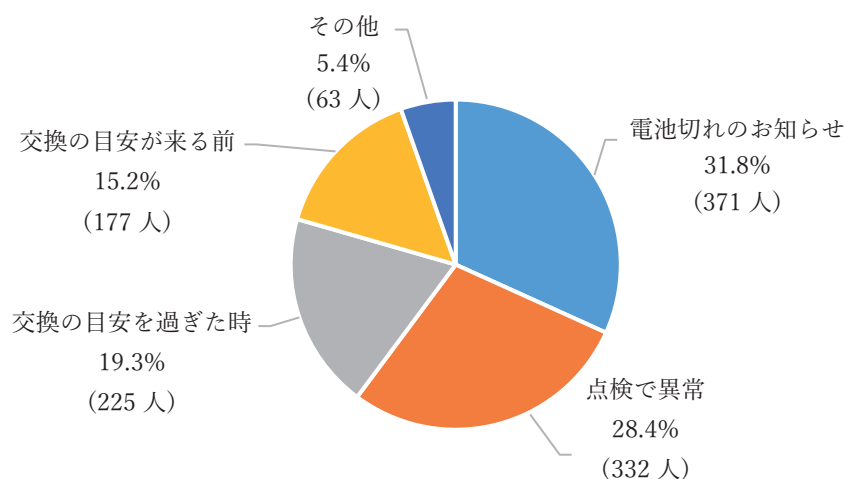


図12 交換のタイミングの認識 (n=1,168) (複数回答可)

- (2) 設置後10年交換推奨の認知については、55.7%が「知らなかった」と回答しており、年齢層別や性別でも大きな違いはなく、まだまだ周知が足りていない実態が浮き彫りとなりました。また、当該認知に係る媒体は、図13のとおりであり、「町会の掲示板・回覧板」及び「行政のチラシ・広報紙」の、やはり紙媒体の有効性が示されたほか、「自治体等主催の防災イベント」を合わせると45%で、行政の取組が最も高い割合を占めることが分かりました。加えて、年齢層が高くなるほど、「自治体等主催の防災イベント」や「販売店」の割合が高くなる傾向にあることから、高齢層になるほど、Face to Faceの取組みが重要であることが分かりました。

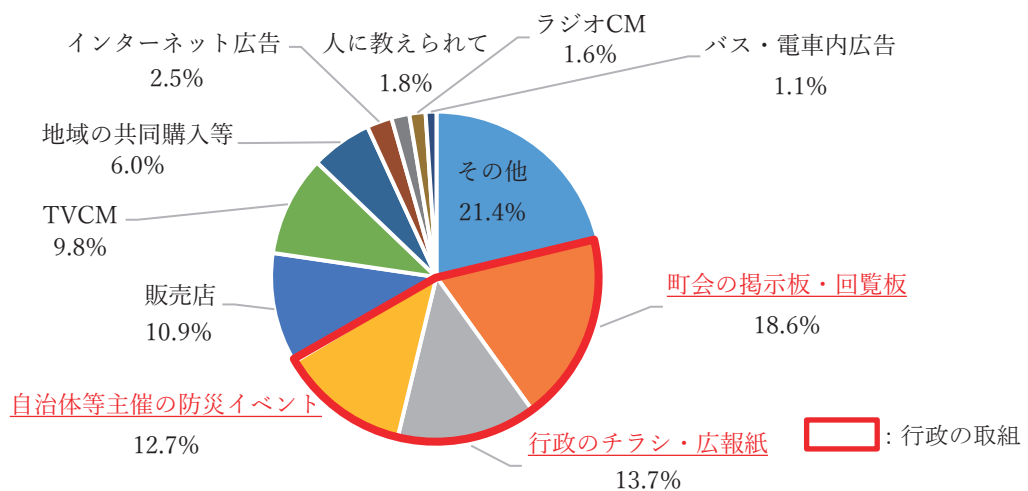


図13 設置後10年交換推奨の認知に係る媒体（n＝569）（複数回答可）

- (3) 設置後10年での交換の意向については、76.1%が交換の意向が「ある」と回答しており、非常に高い割合でした。一方で、交換する意向が「ない」と回答した理由については、「点検で異常がない」及び「電池切れしていない」という、機器が使用できる限りは交換する意向がないとする割合が合わせて63.7%、「交換に費用がかかる」が、15.1%となっています。（図14）

ちなみに、自治体の火災予防条例によっては、階段室及び寝室に加え、台所及び寝室以外の居室にも設置が求められていることもあり、一の住居内で設置数が多くなる傾向にあるため、交換時期が重複すると負担が大きくなってしまふことが考えられます。そのため、共同購入の活用や、自治体による補助といった手法もありますが、設置後10年での交換の推奨と合わせて、時期をずらして一度の負担が大きくなるように「ローリングチェンジ」ともいえるような計画的な交換の推奨等を行うことも有効と考えられます。

また、残念ながらここでも、「オール電化住宅である」、「火気に注意している」ということを理由に、7.6%が「必要性を感じない」とされており、これらを踏まえると、住警器の効果や適切な維持管理、交換の必要性について理解を深めていただくための広報等の更なる充実が重要であることが分かりました。



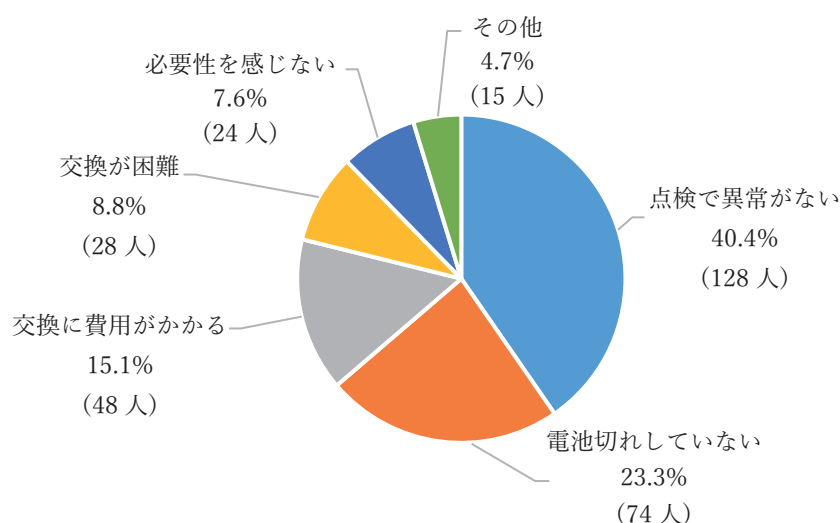


図14 設置後10年で交換する意向がない理由（n=317）（複数回答可）

- (4) その他、住警器の設置・維持管理・交換に関して自由にご意見をいただいたところこれらの促進のためには、取り付けや設置後のメンテナンスを含むサービスの提供が望まれており、そのようなサービスの提供が高齢者世帯には効果が期待できる一方で、悪質な訪問販売等を警戒する意見もありました。

### 第3 おわりに

これまでも、住警器の設置・交換の促進に向けた取組みは、各所でなされているところですが、高齢者世帯を対象とした場合は、インターネット等の電子媒体よりも、町会の掲示板・回覧板、自治体や消防署からのチラシ等の紙媒体がより有効であることや消防職員の話や地域活動など地域に密着したFace to Faceの取組みが有効であることが見えてきました。

特に、適切な維持管理や交換については、防災イベント等の機会を捉えて、火災時の警報音や点検時の動作、電池切れ警報音等についてデモ機を用いた実演を通じて、実際にどのような警報音や音声が発せられるのか、また、鳴動時の適切な対応を知っていただくことが重要であると考えます。

日本消防検定協会では、住警器の設置・交換の促進を含む、住宅防火対策普及推進のための冊子やチラシ等を作成し、防災イベント等において活用いただけるよう、全国の消防本部様向けに公開しております。（図15）

使用をご希望の際は、日本消防検定協会企画研究部企画研究課（kikaku@jfeii.or.jp）までご連絡ください。



図15 住宅防火対策普及推進冊子・チラシ等の一例

[https://www.jfeii.or.jp/knowledge/for\\_house1.html](https://www.jfeii.or.jp/knowledge/for_house1.html)

【冊子及びチラシの使用許可要領】

[https://www.jfeii.or.jp/knowledge/pdf/shiyoukyoka\\_youryou\\_20240329.pdf](https://www.jfeii.or.jp/knowledge/pdf/shiyoukyoka_youryou_20240329.pdf)

【冊子及びチラシの使用許可申請書】

[https://www.jfeii.or.jp/knowledge/pdf/form\\_pamph\\_20240405.docx](https://www.jfeii.or.jp/knowledge/pdf/form_pamph_20240405.docx)

最後に、アンケート調査にご協力いただいた、公益財団法人東京しごと財団東京都シルバー人材センター連合及び各シルバー人材センター並びに会員の皆様には、心より御礼申し上げますとともに、本調査結果が、全国消防本部及び関係機関による住警器の普及啓発活動の際の一助となれば幸いです。